

訪問看護重要事項説明書(介護保険用)

指定訪問看護事業者・指定介護予防訪問看護事業者

株式会社モア・アクティブ 訪問看護ステーション モア・アクティブ札幌白石

当事業所が提供する訪問看護サービスについての相談・苦情窓口

電話:011-860-5007 FAX:011-860-5008

管理者: 近藤 淑恵

ご不明な点は、お気軽におたずね下さい。

1 事業所の概要

事業所名	株式会社 モア・アクティブ 訪問看護ステーション モア・アクティブ札幌白石
所在地	札幌市白石区本郷通1丁目南3番1号 モデュロール 101 号室
事業所番号	0170507636 号
サービス提供地域	札幌市白石区・豊平区・厚別区・清田区・中央区・東区全域 事業所より半径 10 km圏内の札幌市北区(太平・麻生・北 6 条～40 条)、西区(山の手・八軒・琴似・二十四軒)及び南区(北ノ沢・中ノ沢・南沢・川沿・真駒内・真駒内柏丘・澄川)

2 事業所の職員体制等(令和 7 年 9 月現在)

職種	従事する業務	人員
管理者	業務全般の管理	1名(サービス担当職員と兼務)
サービス担当職員	サービスの担当	9名
内 訳	看護師	4名(常勤4名)
	理学・作業療法士、言語聴覚士	5名(常勤5名)

3 営業時間

営業日	月～金曜日。土・日・祝日休み。12月29日から1月3日まで休み
営業時間	平日:午前9時から午後6時 ※ただし、緊急時訪問体制(24時間電話連絡・対応体制)を整えております。

4 運営の方針

- (1) 訪問看護の実施にあたっては、利用者様の生活場面に合わせた援助を提供していき、利用者様やご家族とともに方向性を導き出し、同意のもと援助をすすめていけるよう心がけます。
- (2) 事業の実施に当たっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

5 サービスの内容

- (1)「訪問看護」は、利用者様の居宅において看護師、その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき、次にあげる内容のサービスを行います。
①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔保持
③食事及び排泄等日常生活の世話 ④褥創の予防・処置 ⑤リハビリテーション
⑥ターミナルケア ⑦認知症の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導
⑨カテーテルなどの管理 ⑩その他医師の指示による医療処置
※看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに理学療法士等による訪問看護を行います。
- (2)訪問看護に際しては、訪問看護記録を記載するとともに主治医に対し訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に提出し、保存します。

6 訪問日程と担当職員

- (1) 事業者は、ケアプランに定められた日程により訪問看護サービスを提供します。
- (2) 利用者様の病状の変化やその他やむを得ない事情により、訪問日や時間帯等が変更になる場合がありますのでご了承ください。
- (3) 安定したサービス提供の為、担当者以外の職員が訪問させていただく場合があります。また定期的に担当者の変更を行いますが、その場合には事前に利用者様の了解を得ます。
- (4) 利用者様はいつでも担当職員の変更を申し出ることができます。その場合、事業者は、訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り変更の申し出に応じます。

7 利用者様負担金

- (1) 利用者様負担金は、介護保険の法定利用料に基づく金額で、次表のとおりです。
- (2) 利用者様負担金は、サービスを受けた月の翌月にお支払いいただきます。お支払い方法は、現金又は事業者の指定銀行への振り込みや口座振替(それぞれ手数料は利用者様の負担)です。
- (3) 下記の利用者様負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、一旦利用者様が利用料(10 割)を支払い、その市区町村に対して保険給付分(9 割)を請求することになります。

ご利用者負担金(介護保険法定利用料) (自己負担割合に応じて 1 割～3 割、詳細は別紙参照)

◎看護師の訪問の場合 (准看護師の場合、10%減算されます)

1 回の提供時間	単位数 要支援/要介護	自己負担額(1 割) 要支援/要介護
20 分未満	303/314 単位	310/321 円
30 分未満	451/471 単位	461/481 円
30 分以上 1 時間未満	794/823 単位	811/841 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,090/1,128 単位	1,113/1,152 円

◎リハビリスタッフの訪問の場合

	単位数 要支援/要介護	自己負担額(1 割) 要支援/要介護
1 回あたり (20 分)	276/286 単位	282/292 円

※一日 2 回を超えて訪問看護を行う場合、1 回につき 1 割の減算になります。

※要支援の方は一日 2 回までの訪問看護の提供になります。また、理学療法士等の利用開始から 12 ヶ月を超えた場合は 1 回につき 261 単位 (15 単位減算) となります。

◎加算

緊急時訪問看護加算 II(月単位)	574 単位	586 円
特別管理加算 I / II (月単位)	500/250 単位	511/256 円
退院時共同指導加算	600 単位	613 円
初回加算 (I)/(II)	350/300 単位	358/307 円
長時間訪問看護加算	300 単位	307 円
複数名加算(I) :30分未満/30分以上	254/402 単位	260/411 円
複数名加算(II) :30分未満/30分以上	201/317 単位	206/324 円
ターミナルケア加算(死亡月に算定)	2,500 単位	2,553 円

(注 1) 時間帯が、夜間・早朝(18 時～22 時、6 時～8 時)の場合 25%増、深夜(22 時～6 時)の場合 50%増。

(注 2) 退院時共同指導加算とは、病院・診療所などに入院している方が退院にあたり当事業所の看護師等が主治医等と必要な指導を行い、内容を文書により提供した場合に算定します。

(注 3) 初回加算とは新規、過去 2 カ月において当事業所より訪問看護を受けていない方に、訪問看護計画を作成した場合に算定します。(区分が予防から介護、介護から予防に変更になった場合も同様です)

(注 4) 緊急時訪問看護加算(支給限度額外)とは、24 時間ご相談や必要に応じて緊急訪問のサービスをうけることができます。月 1 回のみの算定で、実際に訪問した場合は別途料金がかかります。

(注5) 特別管理加算Ⅰは、在宅悪性腫瘍患者指導管理等をうけている方、経管栄養の方、カテーテル留置中の方、Ⅱは人工肛門の方、在宅酸素療法指導管理等をうけている方、真皮を超える褥瘡等の方に、計画的な管理のもと訪問看護させていただいた場合に加算されます。(支給限度額外)

(注6) 長時間訪問看護加算とは、特別管理加算の対象者に1時間 30 分未満の訪問を行った後に引き続き訪問看護を行い、所定時間の通算が 1 時間 30 分以上となった場合に算定します。

(注7) 複数名訪問加算とは、同時に二人の職員が一人の利用者様に訪問看護を行った場合に算定します。

(注8) ターミナルケア加算とは、ご利用者が死亡日及び死亡日前14日以内に 2 日以上ターミナルケアを行い、主治医との連携のもとに利用者様ご家族様の同意をいただいた場合に算定します。

(注9) 自己負担額は、介護報酬の計算上 1～2 円増えることがあります。

(4) キャンセル料

当日訪問時間までにご連絡がなく、訪問してからキャンセルとなった場合、次に定める交通費基準に基づき、交通費のみご請求させていただきます。御都合が悪い場合は早めにご連絡頂けるようお願い致します。

(5) 交通費

通常のサービス提供地域(事業所より半径 10 km 圏内)の場合無料ですが、提供地域外へのサービス提供の場合、超過した距離に応じて、以下に定める交通費基準に基づき、交通費を請求させていただきます。

公共交通機関利用の場合: サービス提供地域からの超過分は実費

自動車の場合:	超過距離	500m～2km 未満	100 円
		2km～4km 未満	200 円
		4km～6km 未満	300 円
		6km～8km 未満	400 円
		8km 以上 2Km 毎に	100 円追加

8 その他の利用料

介護保険で対応出来ない訪問について、希望により下記のサービスを行います。(内容により、医師の指示が必要です。)

(1) 退院日当日の訪問(主治医の指示がない場合) 30 分あたり 3,500 円

※訪問日が営業時間外、土・日・祝日の場合は、別途休日料金がかかります。

(平日 18:00～翌 9:00・休日 8:00～18:00:1,000 円、18:00～翌 8:00:2,000 円)

(2) 死後の処置料(亡くなられた後のご遺体のお世話等)

1 回あたり 10,000 円

9 サービスに関する相談・苦情窓口

(1) 当事業所はご利用者からの相談・苦情に対する窓口を設置し訪問看護に関するご利用者の要望・苦情に対し迅速に対応します。

(2) 当事業所以外に、市役所・区役所の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

1 北海道庁 011-231-4111(介護保険課)

2 札幌市役所 011-211-2547(介護保険課)

3 各区役所の保健福祉サービス課

10 緊急時及び事故発生時の対応方法

(1) 緊急時および事故発生時にあたっては、緊急対応の上利用者様の主治医へ連絡を行い、医師の指示に従います。契約書に記載頂いた緊急連絡先に連絡いたします。

(2) 当事業者の提供する看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害賠償については対応します。なお、当事業所は、損害賠償保険に加入しております。

11 秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者様の情報は堅く秘密を保持します。職員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

12 サービス提供記録の開示について

当事業所は、利用者様の個人情報について 利用者様が開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当事業所の「利用者情報の提供等に関する指針」に従って対応します。又、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

13 提供するサービスの第三者評価の実施状況

当事業所では、1年に1回利用者様へサービス提供における満足度についてアンケート調査を実施しております。結果はホームページ(<http://www.more-active.jp/>)に掲載しております。

14 虐待の防止のための措置に関する事項

当事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じております。

- (1) 当事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について看護職員その他の従業者に周知徹底を図ること
- (2) 当事業所における虐待の防止のための指針を整備すること
- (3) 当事業所において、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年 1 回以上)実施すること
- (4) この措置を適切に実施するための担当者を置くこと

15 ハラスメント対策

当事業所は、ハラスメント対策のための対応を、以下のとおりとします。

- (1) 職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じる。
- (2) カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- (3) 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
- (4) 相談対応のための担当者や窓口を定め、従業者に周知する。

16 感染症対策の強化

当事業所は、おおむね6月に1回以上感染対策委員会を開催し、結果について周知し、感染症の予防及びまん延防止の為に指針を整備し、研修及び、訓練を定期的に実施します。

17 その他

サービス提供の際の事故、トラブルをさけるため、次の事項にご留意下さい。

- (1) 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借など、ご利用者負担金以外の金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承下さい。
- (2) 看護師等は、介護保険法上、ご利用者の心身機能維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承下さい。
- (3) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。
- (4) サービス利用にあたり、ご利用者の保険証(介護保険証・医療保険証等)を確認させていただきます。尚、各保険証の変更の際には速やかにご連絡頂きますようお願いいたします。
- (5) 当事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備しております。

採用時研修 採用時1か月以内

継続研修 年 4 回以上

令和 年 月 日

訪問看護サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

住 所 〒003-0024

札幌市白石区本郷通1丁目南3番1号 モデュロール 101 号室

名 称 株式会社モア・アクティブ

訪問看護ステーション モア・アクティブ札幌白石

説明者 所属 訪問看護ステーション モア・アクティブ札幌白石

氏名

印

私は本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

利用者様

住所 札幌市

区

電話番号

氏名

印

* 御本人様が署名出来ない際に記載してください。(利用者様欄の記載は不要です)

利用者様名

様

代理人

住所 札幌市

区

電話番号

氏名

印

(続柄

)